

## 令和 5 年度松川町地球温暖化対策実行計画策定支援業務の委託について

本業務は、公募型プロポーザル方式により「R E 諏訪湖株式会社」を受託者として選定しました。

### 1. 業務目的

地球温暖化対策推進法第 21 条に規定する「地方公共団体実行計画区域施策編」として位置付ける実行計画策定の支援を目的とする。2050 年ゼロカーボンを見据え、町の地域特性に応じた実効的な計画を策定するため、温室効果ガス排出量等の実態調査及び、排出量の将来推計分析等を実施し、地域特性を踏まえた将来像、脱炭素のシナリオ作成、温室効果ガス削減目標、再生可能エネルギーの導入目標を設定し、その実現に向けた施策やロードマップの策定等を行うとともに、松川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に向けた方向性の検討を目的とする。

### 2. 委託期間

令和 5 年 9 月 6 日～令和 6 年 1 月 22 日

### 3. 受注者

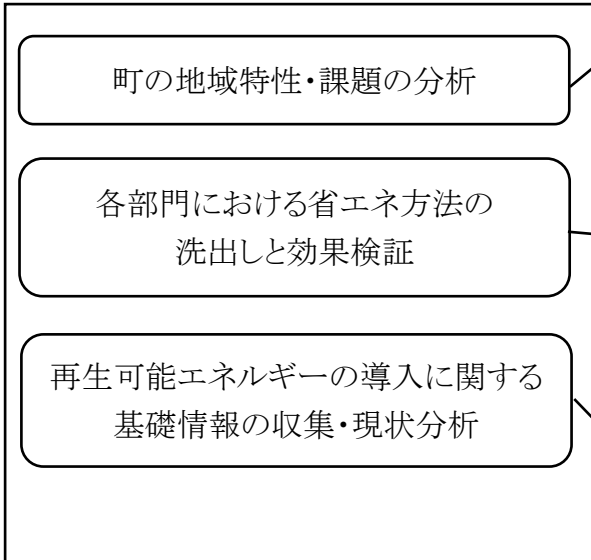
R E 諏訪湖株式会社  
長野県諏訪市高島一丁目 4 番 17

### 用語の意味：地方公共団体実行計画区域施策編

地方公共団体実行計画区域施策編は、地方公共団体の区域内の温室効果ガス排出削減計画です。（住民、事業所含む。）計画内容は、国の「地球温暖化対策計画」に即し、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）の排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づく計画です。

## 区域施策編策定のための調査業務

### ①地域の再エネ導入ポテンシャル調査



町の地域特性（自然的、社会的、経済的条件等）を整理、地域特有の課題を抽出し、省エネや再エネ導入の取組みが改題解決にどう寄与するか精査。  
（町、県、国の統計データを活用）

国が公表している町のCO<sub>2</sub>排出割合が高い部門を中心に、これに対応した省エネ方法を洗い出し、比較検討したうえでCO<sub>2</sub>削減に有効な省エネ手法を整理。

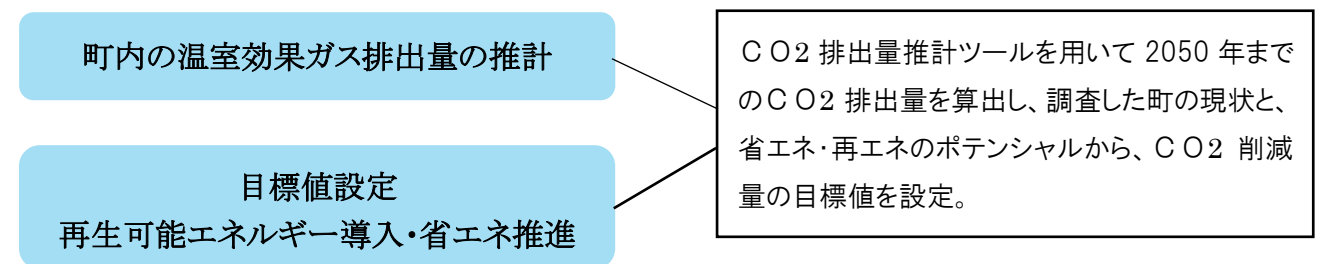
町の現状の再生可能エネルギー導入状況を把握し、近隣自治体等と比較することで町の導入状況の特徴を整理。  
その上で再エネの種類別に最大限実現可能な再生可能エネルギー導入量を推計。

### ②CO<sub>2</sub>排出量推計ツール作成

現状の推計値だけでなく、今後条件が変動しても使用できるツール

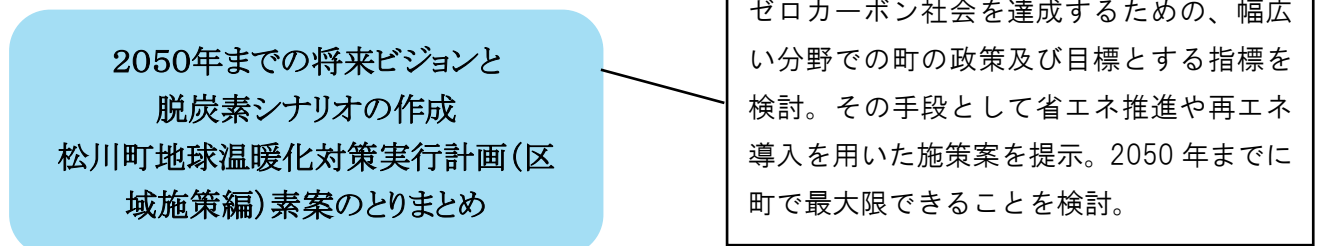
### ③将来の排出量予測作成(2050年まで)

### ④地域の実情に合う再エネ導入・省エネ推進目標値設定

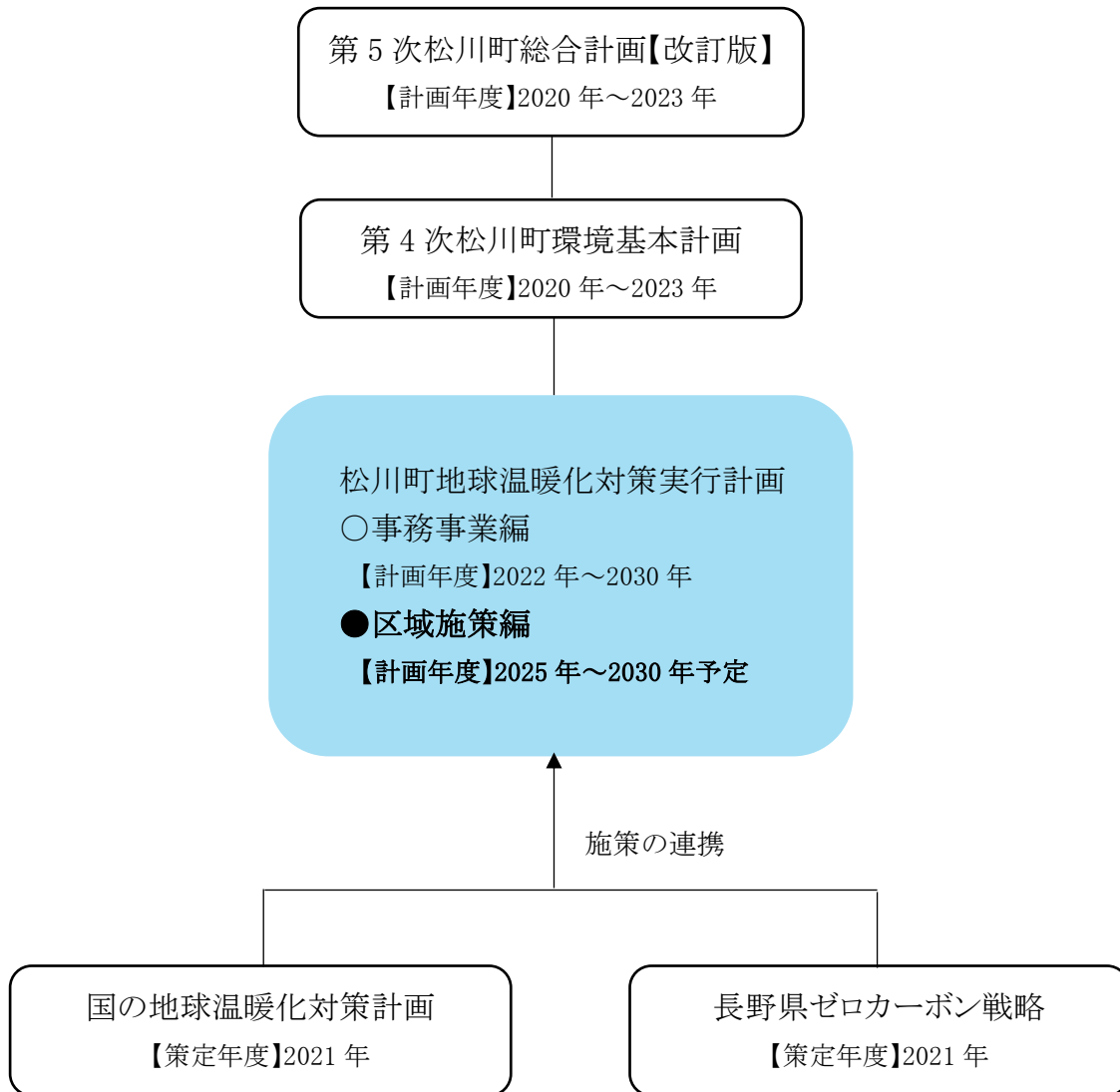


### ⑤効果的に再エネを導入することによる将来ビジョン、脱炭素シナリオ作成

### ⑥今後のロードマップ検討



## 計画の位置づけ



◎参考資料

○松川町環境保全条例（抜粋）

第 5 章 松川町環境審議会

（設置）

第 29 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、松川町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例において意見を聴くこととされているもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査又は審議するものとする。

（組織等）

第 30 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 知識経験者

(3) 民間諸団体の代表者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 31 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 環境基本法（抜粋）

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標